

防火管理講習の開催について

1 実施日時

- (1) 甲種防火管理新規講習
(2日間全科目の受講が必須です。)
平成23年2月9日(水)と2月10日(木)の2日間
両日とも 9時30分～16時30分
- (2) 乙種防火管理講習(全科目の受講が必須です。)
平成23年2月9日(水) 9時30分～16時40分
- (3) 甲種防火管理再講習(全科目の受講が必須です。)
平成23年2月8日(火) 9時30分～12時30分

2 実施場所

四日市市西新地14番4号 四日市市消防本部2階
防災センター

3 受講手続

消防本部予防保安課、北消防署、朝日川越分署、南消防署において、所定の受講申込書に必要事項を記入(上半身の写真を貼付)のうえ、お申し込みください。テキスト代(甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習は4,000円、甲種防火管理再講習は1,500円。)につきましては講習当日の受付時にお支払いいただきます。

受講申込用紙は消防本部ホームページからもダウンロードできます。

なお、電話での申し込みはできません。

4 受付期間

三重郡朝日町内に在住または通勤の方
平成23年1月17日(月)～1月28日(金)
(土・日を除く。)

受付時間は8時30分～17時15分までとします。

ただし、受付期間中であっても定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。

5 受講定員

甲種防火管理新規講習 120名
乙種防火管理講習 40名
甲種防火管理再講習 100名

6 問い合わせ先

四日市市消防本部 予防保安課予防係
TEL 059-356-2008

津地方法務局からのお知らせです

津地方法務局四日市支局が管轄する四日市市・三重郡朝日町・三重郡川越町・三重郡菰野町の会社・法人に関する登記事務は、平成23年1月31日(月)から津地方法務局(本局)登記部門で取り扱うこととなります。

☆ 平成23年1月31日(月)以降の会社・法人登記事務の取扱いは、次表のとおりです。

なお、不動産(土地・建物等)登記事務については変更ありません。

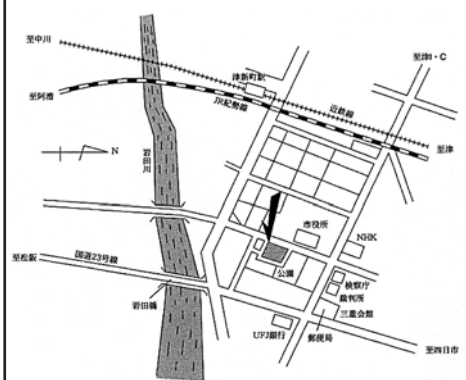
☆ 取扱庁の変更により、会社法人番号が変わりますので、ご注意ください。

現在お持ちの印鑑カードは、そのままご利用できます。

会社・法人登記事務の内容	津地方法務局 四日市支局	津地方法務局 登記部門
会社・法人の登記の申請手続	×	○
会社・法人の登記事項証明書の発行	○	○
会社・法人の印鑑証明書の発行	○	○
会社・法人の登記事項要約書の発行	×	○
会社・法人の登記簿(閉鎖含む)の謄抄本・閲覧等	×	○
会社・法人の印鑑の届出(改印・廃印を含む)	×	○
会社・法人の印鑑カードの発行(廃止・再発行を含む)	○	○
会社・法人の電子証明書の届出	○	○
会社・法人の登記手続のご質問・ご相談	×(注)	○

(注) 会社・法人の登記手続に関するご質問・ご相談は、津地方法務局登記部門で取り扱いますが、登記事項証明書や印鑑証明書の発行事務に関するものは四日市支局でもお受けいたします。

【津地方法務局登記部門の案内図】



【お問い合わせ先】

●津地方法務局登記部門
津市丸之内26-8(津合同庁舎)
TEL 059-228-4372

●津地方法務局四日市支局
四日市市三栄町4-21
(四日市法務合同庁舎)
TEL 059-353-2237